

おくやみハンドブック

～ご遺族のための手続きガイド～

吉野川市

令和5年4月1日改訂

ご遺族の方へ

このたびのご親族様のご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。

ご遺族様におかれましては、今後、相続のほか年金や保険など、さまざまな申請や届出をいただく手続きが生じてくるかと存じます。

この「おくやみハンドブック」は、市役所での手続きがスムーズに行われるよう、必要なものをまとめたものとなっております。

また、馴染みのない手続きに不安をお持ちの方に対し、市役所本館1階に「おくやみコーナー」を設け、各種手続きのお手伝いやご案内をいたしております。

ぜひ、ご利用ください。

吉野川市長

このハンドブックは、吉野川市に住民登録がある方が亡くなられた際の手続きを中心にご案内しております。

法令改正や手続きを行う機関の変更に伴い、手続きの方法や場所、連絡先、必要な書類などが変更になることがありますので、あらかじめご了承ください。

【目次】

項 目	頁
■ おくやみコーナーのご案内	1
■ 市役所での手続きに必要な持ち物	3
■ 市役所での主な手続き一覧（チェックリスト）	4
□ 「住民登録」について	6
□ 「健康保険」について	7
□ 「年金」について	8
□ 「介護保険」について	10
□ 「高齢者」について	10
□ 「税金」について	11
□ 「障がい」について	12
□ 「犬」について	14
□ 「上下水道」について	14
□ 「森林」について	15
□ 「農地」について	15
□ 「市営住宅」について	15
□ 「子どものいる家庭」について	16
□ 「奨学金」について	18
□ 「ひとり親家庭」について	18
■ 市役所以外での手続き一覧	20
■ 暮らしの相談	22
■ 遺品の処分について	23
■ 吉野川市役所のフロアマップ	25
■ 相続手続き（徳島地方法務局）	
■ 様式	
委任状	
郵便による戸籍等の請求書	

おくやみコーナーのご案内

亡くなられた後の手続きは、それぞれに異なり、多岐にわたります。おくやみコーナーでは、市役所で行っていただく手続きの中で、多くの方が対象となるものについて、受付や案内を行い、少しでも安心して手続きが進められるようお手伝いいたします。

おくやみコーナーをご利用の場合は、**事前予約**をお願いします。

事前予約・・・利用希望日の**2開庁日前**までにご予約ください。

※手続きによっては、届出が遅れますと不利益を被る場合もありますので、ご注意ください。
なお、おくやみコーナーを利用せず、従来どおり直接担当課窓口でお手続きいただくこともできます。

※事前に、手続き一覧（P9～P11）を確認いただきますようお願いいたします。
また、ご予約の際にご来庁いただく方の情報や故人様・相続人様の情報などをお伺いしますので、ご協力をお願いします。

予約 問い合わせ先	吉野川市市民課 ☎ 0883-22-2210 ※ご予約の際は、「おくやみコーナーの予約です」とお伝えください。
開設日時	平日 午前8時30分～午後5時 ①8時30分～ ②10時～ ③13時30分～ ④15時～ ※土・日・祝日、年末年始（12/29～1/3）はご利用いただけません。
開設場所	吉野川市役所 本館 1階 おくやみコーナーに担当者は常駐しておりません。 ご利用の方は市民課【10】にお立ち寄りください。
取り扱い内容	市民課で発行可能な証明書の発行 介護保険被保険者証などの預かり、簡易な申請書の受付 住民票の写しや戸籍謄本などの取得方法のご案内 手続きが必要な部署のご案内
持ち物	予約日前日までにご連絡します。 亡くなられた方の持ち物が見当たらない場合は、当日その旨お知らせください。
ご利用になる方 へのお願い	1 ご予約のキャンセルや変更については、速やかにご連絡をお願いします。 2 ご予約をいただいても、当日の案内状況により、お待ちいただく場合もあります。 3 吉野川市に本籍や住民登録があっても、死亡届を本庁窓口以外に提出された場合は、死亡事項の記載がある住民票、戸籍（除籍）の交付に1週間程度日数を要することもありますので、ご了承ください。 4 すべての手続きの受付やご案内を「おくやみコーナー」でできるものではありません。手続きをご案内後に担当窓口へ行っていただく場合や、後日お手続きが必要になる場合があります。

おくやみコーナー利用までの流れ

STEP 1 持ち物の確認

↓ ご遺族様が、故人様の持ち物などを整理いただき、どのような手続きが必要かご確認ください。

STEP 2 事前予約

↓ 市民課（TEL：0883-22-2210）に都合の良い日時をご予約ください。
お手続きには、1時間以上かかる場合があります。また、直接担当課へご案内後お手続きが必要な場合もありますので、時間に余裕をもって早めの時刻にご予約されることをお勧めします。

STEP 3 ご予約前日までに市民課から連絡

おくやみコーナー利用前日までに市民課から当日お持ちいただく物をご連絡します。
おくやみハンドブックのほか、必要な持ち物をお持ちいただき、予約日時に市民課窓口までお越しください。

※ご予約後、担当課職員よりご遺族様へご確認をさせていただく場合がありますので、ご対応をお願いします。

【国保年金課からのお知らせ】

年金のお手続きは、「亡くなられた方」・「請求される方」の状況により、必要な書類が異なりますので、手続きが必要な方には予約後に担当職員よりご連絡させていただきます。

また、状況によっては、国保年金課でお手続きができない場合や、何度かご来庁いただく場合がありますので、ご了承ください。

予約スケジュール（※休日などを考慮しない場合） 利用希望日の**2開庁日前まで**にご予約ください。

月曜日（開庁日）	ご予約 依頼日				
火曜日（開庁日）	↓	ご予約 依頼日			
水曜日（開庁日）	最短 予約可能日	↓	ご予約 依頼日		
木曜日（開庁日）		最短 予約可能日	↓	ご予約 依頼日	
金曜日（開庁日）			最短 予約可能日	↓	ご予約 依頼日
土曜日（閉庁日）				↓	
日曜日（閉庁日）				↓	
月曜日（開庁日）				最短 予約可能日	↓
火曜日（開庁日）					最短 予約可能日

市役所での手続きに必要な持ち物

手続きの際に、ご遺族様にお持ちいただく代表的な持ち物をご案内します。
故人様のものについては、該当するものがあればお持ちください。
各種手続きごとに必要なものは、手続きの概要（P12～P23）をご参照ください。

ご遺族様（来庁者）のもの

- 認印（喪主・相続人代表者）
- 本人確認書類（①を1点、①がない場合は、②を2点）

①公的機関が発行した顔写真付きの本人確認資料 1点で本人確認できるもの

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳、特別永住者証明書
運転経歴証明書(平成24年4月1日以降のもの)、住民基本台帳カード（顔写真有り）など

②公的機関が発行した証明書 2点で本人確認できるもの

国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険被保険者証、共済組合員証
学生証(顔写真付き)、年金手帳、年金証書、基礎年金番号通知書
介護保険被保険者証、住民基本台帳カード（顔写真なし）、生活保護受給者証明書

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

- 振込先口座情報がわかるもの（喪主・相続人代表者）
- 委任状 ※委任状が必要な場合は、様式をハンドブック最後尾に掲載していますので、ご利用ください。
- 戸籍謄本など ※申請者または来庁者と故人様の続柄がわかる戸籍等（本市で確認ができる場合は不要）

故人様のもの

- 基礎年金番号が記載されているもの
 - 年金手帳 年金証書 振込通知書
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証（加入していた場合のみ）
 - 国民健康保険被保険者証 ※故人様が世帯主であった場合は、世帯全員の国民健康保険証が必要です。
 - 後期高齢者医療被保険者証 特定疾病療養受給者証
 - 限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額認定証
- 介護保険被保険者証（65歳以上の方または介護認定を受けていた場合のみ）
 - 介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 負担限度額認定証
- 各種証書類
 - 住民基本台帳カード 印鑑登録証
 - 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 重度心身障がい者等医療費受給者証
 - 児童扶養手当証書 ひとり親家庭等医療費受給者証 子どもはぐみ医療費受給者証
 - 犬鑑札（故人様が所有者となっている場合のみ）
 - その他 上記以外に市役所から交付された証書類
- 死亡診断書の写し

市役所での主な手続き一覧（チェックリスト）

亡くなられた場合に生じる市役所での主な手続きを記載しています。
事前にご確認いただくことで、必要な手続きが確認できますので、ご活用ください。

亡くなられた方の状況により、一覧に載っていても関係のない手続きや、この一覧には載っていても必要な手続きがある場合もありますので、不明な点は各担当課に来庁した際、またはおくやみコーナーに予約を入れる際などにお問い合わせください。

なお、今回の死亡に関する手続き後、亡くなられた方に市に納付いただく債務が残っている場合や、亡くなられた方への還付金がある場合などは、担当課より相続人代表者様宛に通知をさせていただく場合があります。

また、本一覧の最右側欄の参照ページに手続きの概要を記載していますので、手続きが必要と思われる場合は、あわせてご確認ください。（12Aと記載の場合は、12ページのAをご覧ください。）

項目	故人様についてのご確認	主な手続き (★印の手続きは支所でも可能です)	担当課等	参照 ページ
住民登録	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カードをお持ちの方	★カードの返還	市民課	6A
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証をお持ちの方	★印鑑登録証(カード)の返還		
	<input type="checkbox"/> 戸籍または附票が必要	★戸籍(附票)の請求		6B
	<input type="checkbox"/> 住民票(除票)が必要	★住民票の請求		6C
健康保険	<input type="checkbox"/> 吉野川市国民健康保険に加入していた方	★被保険者証の返還 ★葬祭費の支給申請 ★各種認定証などの返還		7A
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度に加入していた方	★被保険者証の返還 ★葬祭費の支給申請 ★相続人代表申立 ○高額療養費などの振込口座の変更 ★各種認定証などの返還		7B
年金	<input type="checkbox"/> 障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金のみを受給していた方 ※他の年金は原則年金事務所等での手続きとなりますが、必要書類の案内など、市でお手伝いできる事項もございますので、国保年金課にご相談ください	○未支給年金の請求及び受給権者死亡届	国保年金課	8A
	<input type="checkbox"/> 国民年金に加入していた方	○死亡一時金の請求		8B
		○遺族基礎年金の請求		9A
		○寡婦年金の請求		9B
<input type="checkbox"/> 厚生年金または共済年金に加入していて、配偶者を扶養していた(国民年金の第3号被保険者に該当)方	★国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更		10A	
保険介護	<input type="checkbox"/> 65歳以上または要介護(要支援)認定を受けていた場合	★介護保険被保険者証などの返還 ★介護保険喪失届 ★高額介護サービス費などの振込口座の変更	長寿いきがい課	10B
高齢者	<input type="checkbox"/> 緊急通報装置の貸与があった方	○緊急通報装置貸与辞退届、撤去、返還		10C
税金	<input type="checkbox"/> 家族介護用品支給事業を受けていた方	★家族介護用品支給事業給付券の返還		10D
	<input type="checkbox"/> 個人市県民税(住民税)が課税されていた方	○相続人代表者の指定	税務課	11A
	<input type="checkbox"/> 吉野川市ナンバーの原動機付自転車もしくは小型特殊自動車を所有していた方	★名義変更または廃車		11B
	<input type="checkbox"/> 固定資産(土地または家屋)を所有していた方	★現所有者(相続人代表納税者)の届		11C
<input type="checkbox"/> 税金を亡くなられた方の口座から口座振替をしていた方	★口座振替の廃止または変更など	11D		
障がい	<input type="checkbox"/> 次のいずれかの手帳を所有している ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	★手帳の返還届	社会福祉課	12A
	<input type="checkbox"/> 通所受給者証(障がい児)の保護者であった方	○保護者変更届		12B
	<input type="checkbox"/> 次のいずれかの手当を受給していた方 ・特別児童扶養手当 ・障がい児福祉手当 ・特別障がい者手当 ・経過的福祉手当	○資格喪失届または受給者の変更 ○未払い手当の請求		12C

項目	故人様についてのご確認	主な手続き (★印の手続きは支所でも可能です)	担当課等	参照 ページ
障がい	<input type="checkbox"/> 重度心身障がい者等医療費受給者証を所有していた方	★受給者証の返還 ★資格内容変更届	社会福祉課	13A
	<input type="checkbox"/> 徳島県心身障がい者扶養共済制度に加入していた方	○年金給付請求 ○弔慰金請求		13B
	<input type="checkbox"/> 徳島県心身障がい者扶養共済年金を受給していた方	○死亡・重度障害届書		
犬	<input type="checkbox"/> 犬を飼っていた方	★所有者の変更届	環境企画課	14A
上下水道	<input type="checkbox"/> 水道または下水道を使用していた方	★給水装置使用者変更申請書 ★給水装置使用中止・廃止申請書 ★公共下水道使用開始等届	上下水道料金 お客様センター	14B
	<input type="checkbox"/> 税金を亡くなられた方の口座から口座振替をしていた方	★口座振替の廃止または変更など		14C
	<input type="checkbox"/> 鴨島町・川島町・山川町のいずれかに土地を所有していた方で、公共下水道事業受益者負担金・分担金を納付中または猶予中である場合	○受益者変更届 ○納付管理人の登録（必要な場合のみ）	下水道課	14D
森林	<input type="checkbox"/> 森林を所有していた方	○森林の相続届出	農林業振興課	15A
農地	<input type="checkbox"/> 農地を所有していた方	○農地の相続届出	農業委員会	15B
住市宅営	<input type="checkbox"/> 市営住宅の契約者であった方	○市営住宅入居者承継申請 ○市営住宅明渡届	都市計画 住宅課	15C
お子様のいる家庭	<input type="checkbox"/> 児童手当の受給者であった方 ※公務員は所属庁での手続きになります	○受給事由消滅届 ○未支払請求 ○新受給者の認定請求	子育て支援課	16A
	<input type="checkbox"/> 児童手当の支給対象児童である ※公務員は所属庁での手続きになります	○受給事由消滅届または額改定届（減額）		
	<input type="checkbox"/> 子どもはぐくみ医療の受給者であった方	★受給者証の変更届（新受給者の届）		16B
	<input type="checkbox"/> 子どもはぐくみ医療の対象児童の方	★受給者証の返還		17A
	<input type="checkbox"/> 保育所または認定こども園に通う子どもまたはその保護者の方	○子ども・子育て支援申請事項変更届など		
奨学金	<input type="checkbox"/> 吉野川市の奨学金の貸与を受けていた方	○奨学生等死亡届		18A
	<input type="checkbox"/> 奨学金の貸与に係る連帯保証人若しくは保証人の方	○連帯保証人(保証人)変更届		
ひとり親家庭	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当の受給者であった方	○児童扶養手当受給者証の返還 ○死亡届兼未支払手当請求	子育て支援課	18B
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当の支給対象児童の方	○資格喪失届または額改定届（減額）		
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給者証を所有していた方	★受給者証の返還 ★資格内容変更届		18C
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭の高等職業訓練促進給付金を受給していた方	○資格喪失届	子ども相談室	19A
	<input type="checkbox"/> 母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを受けていた方	○借主の資格喪失等に関する届		19B

お子様のいる家庭及びひとり親家庭について

上記には、子どものいる家庭や、ひとり親家庭の方がお亡くなりになった場合の主な手続きを掲載していますが、配偶者の死亡によりひとり親家庭となった場合には、本冊子に掲載している年金や医療費助成制度の他にも様々な経済的支援制度があります。

ひとり親家庭に関する各制度の概要については、子育て支援課・子ども相談室（本館1階【13】）の窓口で配布しております「ひとり親家庭のしおり」をご覧ください。 ☎0883-22-2267

また、子ども相談室ではこれら制度にかかる案内のほかにも、母子・父子自立支援員がひとり親家庭の悩みごとの相談相手となり、自立のための支援や問題解決のためのお手伝いをしていますので、困ったときはお気軽にご相談ください。

市役所での主な手続き（概要）

住民登録

A 住民基本台帳カード・印鑑登録証の返還

手続き詳細 上記のカードは無効になります。窓口までお持ちください。 ※マイナンバーカード、通知カードは返納義務はありません。故人様の手続きで必要な場合がありますので、手続きを全て終えた後に廃棄してください。また、市に返納いただくこともできます。	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 印鑑登録証	担当課 市民課 本館1階【10】 ☎ 0883-22-2210 FAX 0883-22-2245

B 戸籍または附票の請求（本籍が吉野川市の場合）

手続き詳細 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 【戸籍】 故人様の戸籍謄本等を請求する場合は、出生から現在までの間のどの期間の証明が必要か、提出先に事前にご確認ください。 （例：出生から死亡まで、婚姻から死亡までなど） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【附票】 戸籍が編製された時の住所から現在に至るまでの住所を記録した証明です。相続登記(自動車の廃車)等の手続きの際に、登記簿(車検証)上の住所と現在の住所が異なる場合に、その住所異動の経過を証明するものとして利用されています。 《ご注意》吉野川市は平成15年2月22日に戸籍のコンピュータ化による改製を行ったため、平成15年2月22日以降の住所異動の証明になります。また、改製前の附票(改製原戸籍の附票)については発行できません。廃棄済証明(無料)が必要な場合は、請求してください。 ※本籍地が市外の場合、郵送請求等での申請ができます。詳しくは本籍地にお問い合わせください。郵便請求書の様式は末尾に添付していますので、ご利用ください。 </div>	手続き可能な人 ・戸籍に記載されている方 ・配偶者 ・直系尊属(父母、祖父母) ・直系卑属(子、孫)
必要なもの <input type="checkbox"/> 請求者の 本人確認書類 （3ページ本人確認書類を参照） <input type="checkbox"/> 請求者様と故人様の続柄が相続人や利害関係人であることがわかる書類(戸籍謄本等)の提示 ※本市において確認ができる場合は、不要	担当課 市民課 本館1階【10】 ☎ 0883-22-2210 FAX 0883-22-2245

C 住民票(除票)の請求（住所地が本籍地の場合）

手続き詳細 住民票の写しに記載する事項(本籍、続柄等)は、提出先にご確認のうえ、ご請求ください。 故人様のマイナンバー(個人番号)記載の住民票(除票)の写しは発行できません。故人様の住民票(除票)の写しを請求できる人は、相続人及び利害関係人などです。死亡時に同一世帯であった方でも、請求者自身が相続人や利害関係人でなければ請求できません。 また、請求の際には、具体的な使用目的を確認させていただきます。	手続き可能な人 故人様の 相続人 および 利害関係人
必要なもの <input type="checkbox"/> 請求者の 本人確認書類 （3ページ本人確認書類を参照） <input type="checkbox"/> 請求者様と故人様の続柄が相続人や利害関係人であることがわかる書類(戸籍謄本等)の提示 ※本市において確認ができる場合は、不要	担当課 市民課 本館1階【10】 ☎ 0883-22-2210 FAX 0883-22-2245

健康保険

A 国民健康保険の手続き

手続き詳細	手続き可能な人
<p>故人様が国民健康保険の被保険者であった場合、保険証などの返還が必要になります。</p> <p>また申請により、葬儀を行った方（喪主様）に葬祭費が支給されます。</p> <p>なお、故人様の職場の健康保険に扶養としてご家族が加入していた場合、国民健康保険に加入の必要がある場合があります。</p>	<p>故人様の親族等</p>
必要なもの	担当課
<p>【被保険者証などの返還】</p> <p><input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証 <input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証</p>	<p>〈被保険者証の返還及び 国民健康保険の加入〉</p> <p>市民課 本館1階【10】 ☎ 0883-22-2210 FAX 0883-22-2245</p>
<p>【国民健康保険の加入】（必要な方のみ）</p> <p><input type="checkbox"/> 他の健康保険の資格を喪失したことを証する書類 <input type="checkbox"/> 窓口に来られる方の本人確認書類（3ページ本人確認書類を参照） <input type="checkbox"/> 委任状（別世帯の方が手続きに来られる場合のみ）</p>	<p>〈葬祭費の支給申請〉</p> <p>国保年金課 本館1階【15】 ☎ 0883-22-2213 FAX 0883-22-2243</p>
<p>【葬祭費の支給申請】（期限：葬祭を行った日の翌日から2年以内）</p> <p><input type="checkbox"/> 喪主の振込先口座情報がわかるもの</p>	

B 後期高齢者医療保険の手続き

手続き詳細	手続き可能な人
<p>故人様が後期高齢者医療保険の被保険者であった場合、保険証などの返還が必要となります。</p> <p>また、申請により、葬儀を行った方（喪主様）に葬祭費が支給されます。その他、相続人代表者の申立書・誓約書及び高額療養費などの振込口座の変更届が必要となります。</p>	<p>故人様の親族等</p>
必要なもの	担当課
<p>【被保険者証などの返還】</p> <p><input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療限度額適用認定証 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療特定疾病療養受療証</p>	<p>国保年金課 本館1階【15】 ☎ 0883-22-2213 FAX 0883-22-2243</p>
<p>【葬祭費の支給申請】（期限：葬祭を行った日の翌日から2年以内）</p> <p><input type="checkbox"/> 喪主の振込先口座情報がわかるもの</p>	
<p>【相続人代表申立】</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人代表者の印鑑 <input type="checkbox"/> 相続人代表者の本人確認書類（3ページ本人確認書類を参照）</p>	
<p>【高額療養費などの振込口座の変更届】</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人代表となる方の振込先口座情報がわかるもの</p>	

年 金

A 未支給年金の請求及び受給権者死亡届（報告書）

<p>手続き詳細</p> <p>年金を受けられている方が亡くなられたとき、まだ受け取っていない年金や亡くなった日より後に振り込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてご遺族様が受け取ることができます。</p> <p>故人様が受給していた年金の種類、ご遺族様の状況などにより手続きが異なります。詳しくは年金事務所または各共済組合に照会のうえ、手続きは個別にご案内しますので、お問い合わせください。</p> <p>※受給していた年金の種類によっては手続きできない場合あり</p>	<p>手続き可能な人</p> <p>故人様と生計を同じくしていた親族の方 (次の順で請求できる)</p> <p>①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他3等親内の親族</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 故人様の年金証書</p> <p><input type="checkbox"/> 故人様の住民票除票 ※省略できる場合あり</p> <p><input type="checkbox"/> 故人様と請求者の関係が確認できる戸籍謄(抄)本または法定相続情報一覧図</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の世帯全員の住民票(続柄記載のもの) ※省略できる場合あり</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者名義の預貯金通帳またはキャッシュカード(コピー可)</p> <p>※戸籍、住民票、住民票除票は死亡日以降に交付されたものが必要となります。</p> <p>※住民票(除票)及び世帯全員の住民票は続柄記載のあるものとしてください。また、マイナンバーの記載で省略することができます。その場合は、マイナンバーカードまたは通知カードを窓口で提示いただく必要があります。</p> <p>※住民票(除票)及び世帯全員の住民票で生計同一であることが証明できない場合には、「申立書」や「第三者の証明書またはそれに代わる書類」などが追加で必要となります。</p>	<p>期限</p> <p>死亡の日の 翌日から5年</p> <p>担当課</p> <p>国保年金課 本館1階【15】 ☎ 0883-22-2213 FAX 0883-22-2243</p>

B 死亡一時金の請求

<p>手続き詳細</p> <p>3年以上の国民年金納付期間(3号期間除く)があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せず亡くなられた場合に請求できます。遺族基礎年金を受けられる方がいるときは寡婦年金及び死亡一時金は支給されません。</p> <p>なお、寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる場合は、支給を受ける方の選択によって、どちらかが支給されます。</p>	<p>手続き可能な人</p> <p>故人様と生計を同じくしていた親族の方 (次の順で請求できる)</p> <p>①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 故人様の年金手帳、または基礎年金番号通知書</p> <p><input type="checkbox"/> 故人様の死亡の記載があり、請求者との関係が確認できる戸籍謄(抄)本または法定相続情報一覧図</p> <p><input type="checkbox"/> 故人様の住民票除票 ※省略できる場合あり</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者の世帯全員の住民票(続柄記載のもの) ※省略できる場合あり</p> <p><input type="checkbox"/> 請求者名義の預貯金通帳またはキャッシュカード(コピー可)</p> <p>※戸籍、住民票、住民票除票は死亡日以降に交付されたものが必要となります。</p> <p>※住民票(除票)及び世帯全員の住民票は続柄記載のあるものとしてください。また、マイナンバーの記載で省略することができます。その場合は、マイナンバーカードまたは通知カードを窓口で提示いただく必要があります。</p> <p>※住民票(除票)及び世帯全員の住民票で生計同一であることが証明できない場合には、「申立書」や「第三者の証明書またはそれに代わる書類」などが追加で必要となります。</p>	<p>期限</p> <p>死亡日の 翌日から2年</p> <p>担当課</p> <p>国保年金課 本館1階【15】 ☎ 0883-22-2213 FAX 0883-22-2243</p>

----- memo -----

A 遺族基礎年金の請求

手続き詳細

故人様及びご遺族様がいずれも下記に該当する場合、遺族基礎年金が支給される可能性があります。

請求要件

◇故人様について

- ・国民年金の被保険者（保険料の納付要件あり）
- ・国内に居住している60歳～65歳までの国民年金の被保険者であった方（保険料の納付要件あり）
- ・保険料納付済期間と保険料免除期間等を合計して25年以上ある方

◆ご遺族について

- ・故人様との間に子がいる配偶者
- ・故人様の子

※子は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、もしくは20歳未満の障害のある子に限る。
 ※遺族厚年年金または遺族共済年金も受けられる場合には、年金事務所または各共済組合での手続きになります。

必要なもの

右記の担当課または下記の市役所以外の窓口にお問い合わせください。
 ※5年を超えると時効で受けとれない期間が発生する場合があります。

担当課

国保年金課
 本館1階【15】
 ☎ 0883-22-2213
 FAX 0883-22-2243

B 寡婦年金の請求

手続き詳細

国民年金の第1号被保険者の夫が亡くなったとき次の要件をすべて満たしている妻が60歳から65歳になるまでの間受け取れます。

請求要件

◇故人様について

10年以上の国民年金納付期間（免除期間含む）がある夫が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに亡くなられた場合（平成29年7月までは25年以上）

◆ご遺族について

10年以上継続した婚姻関係にあり、生計維持されていた妻に60～65歳の間支給
 ※ただし、妻が繰り上げ請求の老齢基礎年金を受給している場合は支給されない

必要なもの

右記の担当課または下記の市役所以外の窓口にお問い合わせください。

担当課

国保年金課
 本館1階【15】
 ☎ 0883-22-2213
 FAX 0883-22-2243

市役所以外の窓口

- ① **日本年金機構 徳島北年金事務所** ※年金事務所での手続きは原則予約制となります。
 ☎ 088-655-0200 音声ガイダンス①→② ☎ 0570-05-4890（予約受付専用電話：ナビダイヤル）
 〒770-8522 徳島県徳島市佐古三番町12-8
- ② **街角の年金相談センター徳島（オフィス）** [全国社会保険労務士会連合会が運営]
 〒770-0841 徳島市八百屋町2-11 ニッセイ徳島ビル8階
 ☎ 088-657-3081（お電話による年金相談は受け付けておりません）
 ※駐車場はミニッツパークを利用してください。その際は、駐車サービス券の配付がありますので、駐車券をご提示してください。

年 金

A 国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更

<p>手続き詳細</p> <p>日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方で、厚生年金または共済年金に加入していない方は、すべて国民年金の第1号または第3号被保険者（厚生年金または共済年金に加入している方に扶養されている配偶者）となります。</p> <p>扶養していた配偶者の死亡により、第3号被保険者は第1号被保険者に種別の変更をし、毎月、保険料を納める必要があります。しかしながら、所得が少ないなど、保険料を納めることが困難な場合もあります。そのような場合は、未納のままにせず、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きをあわせて行ってください。</p>	<p>担当課</p> <p>国保年金課 本館1階【15】 ☎ 0883-22-2213 FAX 0883-22-2243</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 故人様の年金手帳、または基礎年金番号通知書</p> <p>※「国民年金保険料免除・納付猶予制度」を利用する場合は、追加書類が必要となる場合があります。</p>	<p>期限</p> <p>亡くなられた日の翌日から 14日以内</p>

介 護 保 険

B 介護保険の手続き

<p>手続き詳細</p> <p>故人様が65歳以上または要介護（要支援）認定を受けていた場合、下記の手続きと持ち物が必要となります。</p>	<p>担当課</p> <p>長寿いきがい課 本館2階【21】 ☎ 0883-22-2264 FAX 0883-22-2260</p>
<p>必要なもの</p> <p>【介護保険喪失届】</p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 ※保険証について要介護（要支援）の認定を受けていた場合は、返還前にコピーし、保管されることをおすすめします。 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 負担限度額認定証</p> <p>【高額介護サービス費などの振込口座の変更届】</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人代表者の印鑑 <input type="checkbox"/> 相続人代表となる方の振込先口座情報がわかるもの</p>	

高 齢 者

C 緊急通報装置貸与辞退届、撤去、返還

<p>手続き詳細</p> <p>故人様の自宅に緊急通報装置を設置していた場合、返還の手続きが必要となります。※業者が装置を取り外しに伺うため、立ち会いが必要となります。後日立ち会いをされる方に業者より連絡が入ります。</p>	<p>担当課</p> <p>長寿いきがい課 本館2階【21】 ☎ 0883-22-2264 FAX 0883-22-2260</p>
---	---

D 家族介護用品支給事業給付券の返還

<p>手続き詳細</p> <p>在宅で高齢者を介護をされていた方で、介護用消耗品を購入できる給付券の交付を受けている場合は、返還の手続きが必要となります。</p>	<p>担当課</p> <p>長寿いきがい課 本館2階【21】 ☎ 0883-22-2264 FAX 0883-22-2260</p>
<p>手続き</p> <p><input type="checkbox"/> 家族介護用品支給事業給付券</p>	

税 金

A 個人市県民税（住民税）が課税されている場合の手続き

手続き詳細	
<p>故人様が吉野川市に個人市県民税の納税義務のある場合、その関係書類を受領する「相続人代表者指定（変更）届」の提出が必要となります。</p> <p>※一定以上の収入がある場合、個人市県民税は1月1日に居住していた市（区町村）で6月に課税されます。また、故人様が給与や年金による特別徴収（天引き）をしていた場合、死亡により特別徴収できなくなった分は、普通徴収に切り替えとなり、納付書が送付されることとなります。</p>	
必要なもの	担当課
<input type="checkbox"/> 相続人代表者の 本人確認書類 （3ページ本人確認書類を参照）	税務課 本館2階【23】 ☎ 0883-22-2215 FAX 0883-22-2247

B 原動機付自転車、小型特殊自動車の手続き

手続き詳細	
<p>故人様が原動機付自転車もしくは小型特殊自動車を所有していた場合、名義変更または廃車の手続きが必要となります。</p> <p>※軽二輪（125cc超250cc以下）、小型二輪（250cc超）、軽自動車、普通自動車は別途手続きが必要です。 ※毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。名義変更、廃車はお早めの手続きをお願いします。</p>	
必要なもの	担当課
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> ナンバープレート （車両を処分する場合や市外の人へ譲渡するとき） <input type="checkbox"/> 来庁される方の 本人確認書類 （3ページ本人確認書類を参照）	税務課 本館2階【23】 ☎ 0883-22-2215 FAX 0883-22-2247

C 土地・家屋の現所有（代表）者の届出

手続き詳細	
<p>故人様が土地・家屋を所有している場合、相続人様の中から固定資産税の納税通知書などを受け取る「現所有代表者」の届出が必要となります。</p>	
必要なもの	担当課
<input type="checkbox"/> 現所有（代表）者となる方の 印鑑	税務課 本館2階【23】 ☎ 0883-22-2215 FAX 0883-22-2247

D □座振替の廃止または変更

手続き詳細	
<p>故人様名義の口座から振替していた市税がある場合、故人様の口座振替の廃止または変更の届出が必要となります。</p>	
必要なもの	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 【口座振替の廃止】 <input type="checkbox"/> 通帳の届出印 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 【口座振替の変更】（別の方名義の口座からの振替を新たに希望する場合） <input type="checkbox"/> 振替先の預貯金通帳、またはキャッシュカード（コピー可） <input type="checkbox"/> 通帳の届出印（必須） <input type="checkbox"/> 振替希望する市税の納税通知書（あれば） </div>
担当課	
税務課 本館2階【23】 ☎ 0883-22-2215 FAX 0883-22-2247	

障がい

A 手帳の返還（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）

手続き詳細	担当課
<p>故人様が次のいずれかの手帳をお持ちであった場合、各手帳の返還の手続きが必要となります。</p> <p style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 </p> <p>また、手帳をお持ちでなくても、手当を受給している場合は手続きが必要です。</p>	<p>社会福祉課 本館2階【22】 ☎ 0883-22-2263 FAX 0883-22-2260</p>
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 返還する手帳	

B 通所受給者証（障がい児）の手続き

手続き詳細	担当課
<p>故人様が保護者の場合、保護者変更届出が必要となります</p>	<p>社会福祉課 本館2階【22】 ☎ 0883-22-2263 FAX 0883-22-2260</p>
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 通所受給者証（障がい児） <input type="checkbox"/> マイナンバーのわかるもの <input type="checkbox"/> 来庁される方の 本人確認書類 （3ページ本人確認書類を参照）	

C 手当に関する手続き（資格喪失届または受給者の変更、未払い手当の請求）

手続き詳細	担当課								
<p>故人様が支給対象となっていた場合、喪失の手続きが必要となります。</p> <p>また、受給者が亡くなられた場合、喪失もしくは受給者変更の手続きが必要となります。その際、未払い手当の請求手続きが必要となる場合もあります。</p>	<p>社会福祉課 本館2階【22】 ☎ 0883-22-2263 FAX 0883-22-2260</p>								
必要なもの									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">【特別児童扶養手当の喪失・未払い手当の請求】</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: left;">《受給者が亡くなられた場合》</th> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書（支給停止者以外） <input type="checkbox"/> 手当対象児童の通帳（原本） </td> </tr> </table> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: left;">《対象の児童が亡くなられた場合》</th> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書（支給停止者以外） </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	【特別児童扶養手当の喪失・未払い手当の請求】		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: left;">《受給者が亡くなられた場合》</th> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書（支給停止者以外） <input type="checkbox"/> 手当対象児童の通帳（原本） </td> </tr> </table>	《受給者が亡くなられた場合》	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養 手当証書 （支給停止者以外） <input type="checkbox"/> 手当対象児童の 通帳 （原本）	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: left;">《対象の児童が亡くなられた場合》</th> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書（支給停止者以外） </td> </tr> </table>	《対象の児童が亡くなられた場合》	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養 手当証書 （支給停止者以外）	
【特別児童扶養手当の喪失・未払い手当の請求】									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: left;">《受給者が亡くなられた場合》</th> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書（支給停止者以外） <input type="checkbox"/> 手当対象児童の通帳（原本） </td> </tr> </table>	《受給者が亡くなられた場合》	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養 手当証書 （支給停止者以外） <input type="checkbox"/> 手当対象児童の 通帳 （原本）	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: left;">《対象の児童が亡くなられた場合》</th> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書（支給停止者以外） </td> </tr> </table>	《対象の児童が亡くなられた場合》	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養 手当証書 （支給停止者以外）				
《受給者が亡くなられた場合》									
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養 手当証書 （支給停止者以外） <input type="checkbox"/> 手当対象児童の 通帳 （原本）									
《対象の児童が亡くなられた場合》									
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養 手当証書 （支給停止者以外）									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: left;">【経過的福祉手当の喪失・未払い手当の請求】</th> </tr> <tr> <td style="width: 100%;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: left;">《受給者が亡くなられた場合》</th> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 届出者の印鑑 <input type="checkbox"/> 親族の方の振込先口座情報がわかるもの </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	【経過的福祉手当の喪失・未払い手当の請求】	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: left;">《受給者が亡くなられた場合》</th> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 届出者の印鑑 <input type="checkbox"/> 親族の方の振込先口座情報がわかるもの </td> </tr> </table>	《受給者が亡くなられた場合》	<input type="checkbox"/> 届出者の 印鑑 <input type="checkbox"/> 親族の方の 振込先口座情報 がわかるもの	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: left;">【障がい児福祉手当の喪失・未払い手当の請求】</th> </tr> <tr> <td style="width: 100%;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: left;">《対象の児童が亡くなられた場合》</th> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 届出者の印鑑 <input type="checkbox"/> 同居の親族の方の振込先口座情報がわかるもの </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	【障がい児福祉手当の喪失・未払い手当の請求】	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: left;">《対象の児童が亡くなられた場合》</th> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 届出者の印鑑 <input type="checkbox"/> 同居の親族の方の振込先口座情報がわかるもの </td> </tr> </table>	《対象の児童が亡くなられた場合》	<input type="checkbox"/> 届出者の 印鑑 <input type="checkbox"/> 同居の親族の方の 振込先口座情報 がわかるもの
【経過的福祉手当の喪失・未払い手当の請求】									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: left;">《受給者が亡くなられた場合》</th> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 届出者の印鑑 <input type="checkbox"/> 親族の方の振込先口座情報がわかるもの </td> </tr> </table>	《受給者が亡くなられた場合》	<input type="checkbox"/> 届出者の 印鑑 <input type="checkbox"/> 親族の方の 振込先口座情報 がわかるもの							
《受給者が亡くなられた場合》									
<input type="checkbox"/> 届出者の 印鑑 <input type="checkbox"/> 親族の方の 振込先口座情報 がわかるもの									
【障がい児福祉手当の喪失・未払い手当の請求】									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: left;">《対象の児童が亡くなられた場合》</th> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 届出者の印鑑 <input type="checkbox"/> 同居の親族の方の振込先口座情報がわかるもの </td> </tr> </table>	《対象の児童が亡くなられた場合》	<input type="checkbox"/> 届出者の 印鑑 <input type="checkbox"/> 同居の親族の方の 振込先口座情報 がわかるもの							
《対象の児童が亡くなられた場合》									
<input type="checkbox"/> 届出者の 印鑑 <input type="checkbox"/> 同居の親族の方の 振込先口座情報 がわかるもの									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: left;">【特別障がい者手当の喪失・未払い手当の請求】</th> </tr> <tr> <td style="width: 100%;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: left;">《受給者が亡くなられた場合》</th> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 届出者の印鑑 <input type="checkbox"/> 同居の親族の方の振込先口座情報がわかるもの </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	【特別障がい者手当の喪失・未払い手当の請求】	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: left;">《受給者が亡くなられた場合》</th> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 届出者の印鑑 <input type="checkbox"/> 同居の親族の方の振込先口座情報がわかるもの </td> </tr> </table>	《受給者が亡くなられた場合》	<input type="checkbox"/> 届出者の 印鑑 <input type="checkbox"/> 同居の親族の方の 振込先口座情報 がわかるもの					
【特別障がい者手当の喪失・未払い手当の請求】									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="text-align: left;">《受給者が亡くなられた場合》</th> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 届出者の印鑑 <input type="checkbox"/> 同居の親族の方の振込先口座情報がわかるもの </td> </tr> </table>	《受給者が亡くなられた場合》	<input type="checkbox"/> 届出者の 印鑑 <input type="checkbox"/> 同居の親族の方の 振込先口座情報 がわかるもの							
《受給者が亡くなられた場合》									
<input type="checkbox"/> 届出者の 印鑑 <input type="checkbox"/> 同居の親族の方の 振込先口座情報 がわかるもの									

A 重度心身障がい者等医療費助成に関する資格内容変更届

手続き詳細 故人様が対象者の場合、喪失の手続きが必要となります。	担当課 社会福祉課 本館2階【22】 ☎ 0883-22-2263 FAX 0883-22-2260
必要なもの <input type="checkbox"/> 重度心身障がい者等 医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 届出者の 印鑑	

B 徳島県心身障がい者扶養共済制度の手続き

手続き詳細 故人様が徳島県心身障がい者扶養共済制度に加入されていた方、または受給対象となる方の場合は、手続きが必要となります。	担当課 社会福祉課 本館2階【22】 ☎ 0883-22-2263 FAX 0883-22-2260
必要なもの <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 【年金給付請求】（加入者が亡くなった場合） </div> <input type="checkbox"/> 亡なられた加入者（保護者）の 住民票除票 <input type="checkbox"/> 年金受給権者（障がい者）の 住民票 <input type="checkbox"/> 年金受給権者（障がい者）の 印鑑 <input type="checkbox"/> 年金受給権者（障がい者）の 振込先口座情報がわかるもの <input type="checkbox"/> 医師発行の 死亡診断書 （原本または原本証明されたもの） <small>※加入日から2年以内に亡くなった場合は、死亡診断書に代わって死亡証明書(指定様式)</small>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 【弔慰金請求】（障がい者の方が亡くなった場合） </div> <input type="checkbox"/> 亡なられた加入者（保護者）の 住民票除票 <input type="checkbox"/> 加入者（保護者）の 住民票 <input type="checkbox"/> 加入者（保護者）の 印鑑 <input type="checkbox"/> 加入者（保護者）の 振込先口座情報がわかるもの	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【死亡・重度障害届書】（心身障がい者扶養共済受給者が亡くなった場合） </div> <input type="checkbox"/> 徳島県心身障がい者扶養共済 年金証書 <input type="checkbox"/> 年金受給者（障がい者）の 住民票除票	

----- memo -----

犬

A 犬の登録事項の変更

手続き詳細	担当課
故人様が所有者の場合、所有者の変更の届出が必要となります。	環境企画課 本館2階【24】 ☎ 0883-22-2230 FAX 0883-22-2247
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 犬鑑札 （あれば）	

上下水道

B 水道・下水道の使用に係る手続き

手続き詳細	担当課	
水道または下水道の使用者（納入通知書に記載されている方）がお亡くなりになった場合は、使用者変更の届出が必要となります。 また、下水道接続世帯で自家水を使用している場合は、下水道料金は使用人数で算定されるため、下記の届出書に必ず使用人数をご記入ください。	上下水道料金 お客様センター 東館1階【50】 ☎ 0883-22-2257 FAX 0883-22-2254	
【上水道】		【下水道】
給水装置使用者変更申請書 給水装置使用中止・廃止申請書		公共下水道使用開始等届

C 口座振替の変更（故人様名義の口座から振替していた場合）

手続き詳細	担当課
故人様の口座振替の変更の届出が必要となります。	上下水道料金 お客様センター 東館1階【50】 ☎ 0883-22-2257 FAX 0883-22-2254
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 変更を希望する振替先の 預貯金通帳 、または キャッシュカード （コピー可） <input type="checkbox"/> 通帳の 届出印 （必須）	

D 公共下水道受益者負担金・分担金の受益者の変更など

手続き詳細	担当課
相続などで受益者が変わった場合、「受益者変更届出書」の提出が必要となります。 また、受益者は、市内に住所を有しない場合などには、市内に住所を有する者を納付管理人に定めることができます。納付管理人を定める場合は、「受益者負担金分担金納付管理人選任届出書」の提出が必要となります。	下水道課 東館1階【52】 ☎ 0883-22-2258 FAX 0883-22-2254

----- memo -----

森 林

A 森林法の規定による届出

手続き詳細	期限
新たに、森林法に基づく地域森林計画の対象となっている民有林の所有権を得た場合、「森林法第10条の7の2の規定による届出」が必要となります。	新たに森林の土地所有者になった場合は、その日から 90日以内
必要なもの	担当課
<input type="checkbox"/> 当該土地の 位置図 <input type="checkbox"/> 名義変更後の 登記事項証明書	農林業振興課 東館1階【54】 ☎ 0883-22-2228 FAX 0883-22-2237

農 地

B 農地法の規定による届出

手続き詳細	担当課
農地を相続した場合、農地法第3条の3第1項の規定による届出が必要となります。	農業委員会事務局 東館1階【55】 ☎ 0883-22-2227 FAX 0883-22-2237
必要なもの	
<input type="checkbox"/> 相続した農地の 明細 がわかるもの 相続登記後の土地の 登記事項証明書 （全部事項証明書）又は 遺産分割協議書	

市 営 住 宅

C 市営住宅の明け渡しや入居者の変更

手続き詳細	担当課
故人様が市営住宅にお住まいだった場合、手続きが必要となります。 必要書類については、個別の状況に応じてご案内いたしますので、まずはお問い合わせください。	都市計画住宅課 東館2階【61】 ☎ 0883-22-2225 FAX 0883-22-2246
必要なもの	
◇引き続き市営住宅に入居する同居親族がいる場合 【市営住宅入居者承継申請書】 <input type="checkbox"/> 次の契約者となる方の 印鑑 <input type="checkbox"/> 次の契約者となる方の 振込先口座情報 がわかるもの	◆同居親族が亡くなられた場合 【市営住宅同居者異動届】

----- memo -----

お子様のいる家庭

A 児童手当の手続き（受給者の変更、未払い手当の請求）

手続き詳細	期限
<p>故人様が児童手当を受給している場合、受給資格が消滅します。児童手当を引き続き受給するためには、受給者の変更が必要となります。（新規の受給者が公務員の場合は原則として勤務先への申請となります）</p> <p>また、未払い分の児童手当があるときは「未支払児童手当請求書」の提出が必要となります。対象児童が亡くなった場合は、「受給事由消滅届または額改定届（減額）」の提出が必要となります。</p>	亡くなった日の翌日から 15日以内 に
必要なもの	担当課
<p>※次の書類のほかにも、家庭の状況により追加書類が必要となる場合があります。</p> <p>◇ 受給者が亡くなった場合</p> <p>【受給者の変更】</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者のマイナンバーカードまたはマイナンバー記載の住民票</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者の健康保険証の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者の振込先口座情報がわかるもの</p> <p>【未払い手当の請求】</p> <p>請求者…受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方 <故人様が監護していた中学生以下の児童の次のもの></p> <p>※兄弟姉妹がいる場合は年長児が請求</p> <p><input type="checkbox"/> 対象児童名義の振込先口座情報がわかるもの</p> <p>◆ 児童が亡くなった場合</p> <p>【受給事由消滅届または額改定届（減額）】</p> <p><input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類（3ページ本人確認書類を参照）</p>	<p>子育て支援課 本館1階【13】 ☎ 0883-22-2266 FAX 0883-22-2245</p>

B 子どもはぐくみ医療の手続き（受給者の変更、受給者証の返還）

手続き詳細	期限
<p>故人様が受給者の場合、受給者の変更手続きが必要となります。お子様の新たな健康保険被保険者証ができましたら速やかに届出をしてください。</p> <p>また、対象となる子どもが亡くなった場合は、受給者証を返還してください。</p>	亡くなった日の翌日から 15日以内 に
必要なもの	担当課
<p>◇ 受給者が亡くなった場合</p> <p>【受給者の変更】</p> <p><input type="checkbox"/> 子どもはぐくみ医療費受給者証</p> <p><input type="checkbox"/> 対象となる子どもの新たな健康保険被保険者証</p> <p>◆ 児童が亡くなった場合</p> <p>【受給者証の返還】</p> <p><input type="checkbox"/> 子どもはぐくみ医療費受給者証</p>	<p>子育て支援課 本館1階【13】 ☎ 0883-22-2266 FAX 0883-22-2245</p>

お子様のいる家庭

A 保育所などの手続き（変更の届出、退所の届出など） ※利用施設を通しての提出も可能です

手続き詳細

保育所などを利用申込み又は在籍している児童の保護者、同居の兄弟姉妹又は同居の祖父母のうち、保育料算定に係る者が亡くなった場合や、認定にかかる事由が変更となる場合には届出が必要となります。

【保育料算定に係る者が亡くなった場合とは】

保護者だけでなく、保育料の軽減対象となる在宅障がい児又は在宅障がい者が亡くなった場合や、多子軽減の対象となる同居の兄弟姉妹が亡くなった場合なども含まれます。

【認定にかかる事由が変更となる場合とは】

亡くなった同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していることを事由として、保育が必要である旨の届出を行っていた方については、保育が必要な別の事由の届出が、お子さんを引き続き保育所などに通うことを希望する場合には必要となります。また、保育の必要な事由がなくなったことから、保育所などの退所を希望する場合には、退所届を行ってください。

また、保育所などに在籍している児童が亡くなった場合には、「退所届」が必要となります。

必要なもの

様式は保育の必要な事由により異なりますので、まずは子育て支援課または利用施設にお問い合わせください。

担当課

子育て支援課
本館1階【13】
☎ 0883-22-2266
FAX 0883-22-2245

B 就学援助費の申請

手続き詳細

就学援助制度とは、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な経費（学用品費・通学用品費、給食費など）の援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る制度です。

また、徳島県内に存する公立の中学校夜間学級に在籍する生徒又はその保護者に対しても、経済的理由によって、就学困難と認められる場合には、同様の制度があります。

なお、認定については、世帯の所得状況により、就学援助認定委員会で決定されます。

申請は在籍する学校を通して（就学予定者の保護者については、直接学校教育課へ）提出してください。

※保護者がお亡くなりになり、経済的に就学が困難になった場合（既に就学援助を受けていた申請者が亡くなった場合に、引き続き就学援助を受けたい場合には、新たな申請者での申請が必要）

必要なもの

新たに申請者となる方名義の振込先口座情報がわかるもの

担当課

学校教育課
東館3階【70】
☎ 0883-22-2273
FAX 0883-22-2270

----- memo -----

奨 学 金

A 吉野川市の奨学金の貸与に関する手続き（貸与者、連帯保証人もしくは保証人が亡くなられた場合）

手続き詳細	担当課
故人様が奨学金の貸与を受けていた場合、連帯保証人は奨学生等死亡届の提出、連帯保証人もしくは保証人が死亡した場合には、連帯保証人(保証人)変更届の提出が必要となります。	学校教育課 東館3階【70】 ☎ 0883-22-2273 FAX 0883-22-2270
必要なもの	
◇ 奨学金の貸与を受けた方が亡くなられた場合 <input type="checkbox"/> 届出者となる連帯保証人の印鑑	◆ 連帯保証人若しくは保証人が亡くなられた場合 <input type="checkbox"/> 新たに連帯保証人(保証人)となる方の印鑑

ひとり親家庭

B 児童扶養手当の手続き（受給者死亡届、未払児童扶養手当の請求、児童扶養手当証書の返還）

手続き詳細	担当課
故人様が児童扶養手当受給者の場合、児童扶養手当資格喪失届（受給者死亡届・未支払手当請求書）の提出が必要となります。 児童扶養手当証書（ピンク色）が交付されている場合は、返還してください。 また、対象児童が亡くなられた場合には、受給者は資格喪失届または額改定届（減額）をする必要があります。	子育て支援課 本館1階【13】 ☎ 0883-22-2266 FAX 0883-22-2245
必要なもの	
◇ 受給者が亡くなられた場合 【児童扶養手当資格喪失届（受給者死亡届・未支払手当請求書）】 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 対象児童名義の振込先口座情報がわかるもの <small>※兄弟姉妹がいる場合は年長児のもの</small>	◆ 児童が亡くなられた場合 【児童扶養手当資格喪失届または額改定届】 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書

C ひとり親家庭等医療の手続き（資格内容変更届出、受給者証の返還）

手続き詳細	担当課
故人様が受給者または対象となるお子様が亡くなられた場合、「資格内容変更届」のご提出が必要となります。 受給者証（黄色）は返還してください。	子育て支援課 本館1階【13】 ☎ 0883-22-2266 FAX 0883-22-2245
必要なもの	
◇ 受給者である子を監護しているひとり親の方が亡くなられた場合 <small>※亡くなられた方の受給権は喪失するが、児童はひとり親医療の対象となる（祖父母等と養子縁組をする場合は除く）</small> <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 届出者の印鑑 <input type="checkbox"/> 対象となる児童の新しい健康保険被保険者証	
◆ 児童が亡くなられた場合 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給者証	

市役所以外での手続き一覧

項目	主な手続き	お問い合わせ先
健康保険 (国民健康保険以外)	資格喪失届	加入していた健康保険組合（勤務先にお問い合わせください）
国民年金 厚生年金	未支給年金請求等	徳島北年金事務所 ☎088-655-0200 ☎0570-05-4890（予約） 街角の年金相談センター ☎088-657-3081
国民年金基金	未支給年金請求等	全国国民年金基金 ☎0570-034-666（ナビダイヤル）
共済年金	未支給年金請求等	各共済組合
企業年金	未支給年金請求等	各企業年金基金または企業年金連合会 ☎0570-02-2666（年金相談室）
農業者年金	未支給年金請求等	最寄りのJA JA麻植郡 ☎0883-24-1140
恩給	死亡手続き	総務省恩給局相談窓口 ☎03-5273-1400
生命保険等	保険金等の請求 名義変更等	契約している保険会社または代理店
損害保険等	名義変更・解約等	契約している保険会社または代理店
預貯金口座等	口座凍結解除	取引のあった金融機関
株式等	相続手続き等	証券会社 ※証券会社がわからない場合は、証券保管振替機構にお問い合わせください。
戦没者弔慰金	名義変更手続き等	償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局
普通自動車 二輪車 (125cc以上)	自動車税に関すること 名義変更等	徳島運輸支局 ☎050-5540-2074
軽自動車 (3輪4輪)	名義変更・廃車等	軽自動車協会徳島事務所 ☎050-3816-3123
運転免許証	返納	阿波運転免許センター ☎0883-35-5110 阿波吉野川警察署 ☎0883-25-6110
相続税 所得税 消費税	申告・納税等	川島税務署 ☎0883-25-2211 国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp
県税	個人事業税の申告等	東部県税局（吉野川庁舎） ☎0883-26-3922



項目	主な手続き	お問い合わせ先
不動産登記	登記等	令和6年4月1日から相談登記の申請が義務化されます p25の案内を参照ください。
法定相続情報 証明制度	法定相続情報一覧図の 保管、交付等	徳島地方法務局 ☎088-622-4683
遺言書	検認・開封等	徳島家庭裁判所 ☎088-603-0140
相続放棄	相続放棄の申立	
失業保険等受給 中の方	未支給給付請求等	ハローワーク吉野川 ☎0883-24-2166
パスポート	返納	徳島県パスポートセンター ☎088-656-3554 西部総合県民局美馬庁舎 ☎0883-53-2038
特別永住者の方	特別永住者証明書の返 還	高松出入国在留管理局 ☎087-822-5851 小松島港出張所 ☎0885-32-1530
在留カードを お持ちの方	カードの返還	
電気・ガス	名義変更・解約等	契約会社
固定電話	名義変更・解約等	契約会社 NTT西日本の場合 ☎局番なし116 携帯電話からは ☎0800-2000116
携帯電話	名義変更・解約等	契約会社
インターネット	名義変更・解約等	契約会社
ケーブルテレビ	名義変更・解約等	契約会社
NHK	名義変更・解約等	NHKふれあいセンター ☎0570-077-077 ナビダイヤル ☎050-3786-5003 ※身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方で受信料の免除をされている方はお 手続きの際にお申し出ください。
クレジット カード	解約	契約会社
有価証券	名義変更等に 関すること	取引証券会社
国債	国債の記名変更 償還金受領	国債裏面に記載の償還金支払場所

----- memo -----

暮らしの相談

日常生活での悩みごとや心配ごとなどについて、専門相談員による無料相談を行っています。おくやみに際し、様々な相談ごとが生じることが考えられます。相談は適切な助言が目的ですので、解決については相談者ご自身が行うことをご理解のうえ、ご利用ください。秘密は厳守いたしますので、安心してご利用ください。

※状況により相談が休止・変更となる場合がありますので、ご利用の際には事前にご確認ください。

相談の種類	相談内容	相談担当者	相談場所	相談日時	お申し込み お問い合わせ先
心配ごと相談	生活上の 悩みごと等 生活全般に ついての相談	心配事相談員 ほか有識者	市社会福祉協議会 山川支所	毎週 金曜日 13:30~16:00	市社会福祉協議会 山川支所 ☎0883-42-2089
			市社会福祉協議会 本所	毎週 金曜日 9:00~11:30	市社会福祉協議会 本所 ☎0883-22-2741
			川島公民館	毎月 第1 火曜日 13:00~15:30	
		市社会福祉協議会 美郷支所	奇数月 第3 木曜日 13:00~15:30	市社会福祉協議会 美郷支所 ☎0883-43-2714	
		弁護士 (法律相談)	市社会福祉協議会 本所	毎月 第3 火曜日 9:00~※要予約	市社会福祉協議会本所 ☎0883-22-2741
相法律	くらしの法律相談	司法書士	市役所本館 1階相談室	毎月 第3 金曜日 10:00~12:00	生活あんしん課 ☎0883-22-2269
行政相談	行政機関などに 対する要望・意見	行政相談委員	山川公民館 研修室	毎月 第1月曜日 10:00~12:00	生活あんしん課 ☎0883-22-2269
			川島公民館 会議室	毎月 第1火曜日 13:00~15:00	
			市役所本館 1階相談室	毎月 第2木曜日 10:00~12:00	
			美郷支所 会議室	偶数月 第3木曜日 10:00~12:00	
相人談権	人権にかかわる あらゆる相談	人権擁護委員	担当課へお問い合わせください。		人権課 ☎0883-22-2229
巡回職業相談	就職に関すること	職業相談員	八坂会館	偶数月 第1 月曜日 10:00~11:30	ハローワーク吉野川 ☎0883-24-2166 八坂会館 ☎0883-42-4345
			こだま会館	奇数月 第2水曜日 13:30~14:30	ハローワーク吉野川 ☎0883-24-2166 こだま会館 ☎0883-25-2221

遺品の処分について

◆粗大ごみを処分したいとき

リサイクル家電品6品目（テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン（室外機を含む）・洗濯機・衣類乾燥機）、パソコン、パソコンディスプレイ、産業廃棄物及び処理困難物以外で市指定ごみ袋に入らないもの。

〈粗大ごみ自己搬入〉

搬入量は、軽トラック1台分まで

大量に処分する場合は、下記の一般廃棄物収集運搬業許可業者へご相談ください。
粗大ごみ処理券、吉野川市民と確認ができる証明（運転免許証など）をお持ちのうえ、搬入してください。
（粗大ごみ処理券は、市民課窓口及び各支所窓口にあります。）

自己搬入日	毎月 第2木曜日・第4日曜日 9:00~12:00、13:00~16:00
自己搬入場所	吉野川市リサイクルセンター 吉野川市川島町栗村2998番地8 山川不燃物処理場 吉野川市山川町堤外141番地26

〈一度に処分〉

一時多量ごみは、市で収集できません。

市が許可した吉野川市事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者へご相談ください。

（許可順）

事業者名	電話番号	住所
(有)クリーンエンゼル	☎0883-25-3636	吉野川市川島町山田字芝生39番地6
中央クリーンセンター	☎0883-24-6611	吉野川市鴨島町鴨島370番地1
あけぼの清掃	☎0883-24-7660	吉野川市鴨島町牛島1905番地1
(有)ロータス中央	☎0883-42-2274	吉野川市山川町川田640番地4
(有)パブリック	☎0883-26-0430	吉野川市鴨島町牛島1905番地
新興建設(株)	☎0883-24-2701	吉野川市鴨島町西麻植字新田37番地

〈粗大ごみ訪問収集〉

高齢者の方や障がいのある方で、粗大ごみの搬出が困難な世帯（身近な人の協力が得られない方）を対象に、粗大ごみを訪問収集します。家の中には入れないので、粗大ごみは家の外へ出しておいてください。

◆ 対象となる世帯（吉野川市民対象）

- ・70歳以上の方のみの世帯
- ・介護保険の要介護認定（要支援を除く）を受けた65歳以上の方のみの世帯
- ・身体障害者手帳所持者の方で、種別等級が肢体不自由または視覚障がい1級・2級の方のみの世帯

◆ 収集の流れ

STEP 1 事前予約

↓
 運転管理センター（☎0883-25-2111）へ電話申込申し込み時に「住所、氏名、年齢、生年月日、電話番号、家族構成、粗大ごみの品目、大きさ、数量」などをお聞きします。

STEP 2 申し込み内容の審査

STEP 3 訪問収集

遺品の処分について

◇リサイクル家電品を処分する

〈小売業者に引き取りを依頼する場合〉

リサイクル家電品4品目(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン(室外機を含む)・洗濯機・衣類乾燥機)は、購入した小売店に相談・依頼してください。

小売業者名	電話番号及びFAX	住 所
ケースデンキ鴨島店	☎ 0883-26-2633	吉野川市鴨島町牛島166番地
新居電機商会	☎ 0883-24-2294 FAX0883-22-1876	吉野川市鴨島町牛島1643番地2
(有)カマダデンキ	☎ 0883-24-2400 FAX 0883-24-3725	吉野川市鴨島町鴨島454番地8
(有)大島電機	☎ 0883-24-3442 FAX 0883-24-0440	吉野川市鴨島町鴨島633番地17
日野電機商会	☎ 0883-25-2908 FAX 0883-25-2908	吉野川市川島町川島350番地
ヤマダ電機テックランド 吉野川店	☎ 0883-42-6371	吉野川市山川町前川113番地4

〈ご自身で処分する場合〉

購入した小売店がわからないときなど

1 家電メーカー、品目、大きさなどを確認し、家電リサイクル券センターへ料金をお問い合わせください。

家電リサイクル券 センター	☎ 0120-31-9640 Fax 03-3903-7551 ホームページ https://www.rkc.aeha.or.jp	
------------------	--	---

2 家電リサイクル券を郵便局で購入し、処分したい製品に貼りつけてください。

3 ①直接持ち込む場合

下記のリサイクル対象家電の引き取り場所へ持ち込んでください。

株式会社旭金属	☎ 088-664-8908 徳島市東沖洲1丁目1-2 受付時間 月～土曜日 8:00～17:00
---------	--

②吉野川市に運搬を依頼する場合【有料】

処分したい製品を購入したリサイクル券と一緒に「吉野川市運転管理センター」へ持ち込んでください。

運転管理センター	☎ 0883-25-2111 FAX 0883-25-2112
必要なもの	<input type="checkbox"/> 家電リサイクル券 <input type="checkbox"/> 収集運搬手数料 1台あたり 2,610円

あなたの相続手続きを応援します！

徳島地方法務局

法定相続情報証明制度を利用しませんか？

法定相続情報証明制度とは、相続人が法務局（登記所）に戸籍謄本等の必要書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを一覧にして証明する制度です。

法定相続情報一覧図の写しは、必要な通数の交付を受けることができるため、各種相続手続きをするに当たって、従来のように、戸籍謄本等の束を繰り返し提出することなく、複数の提出先に同時並行で手続きすることが可能です。

制度の利用範囲 について

- ・ 預貯金の払戻し
- ・ 相続税の申告
- ・ 相続登記
- ・ 各種名義変更

- ・ 遺族年金、未支給年金、死亡一時金等の請求など

制度を利用しない場合



相続人



戸籍書類一式

各種相続手続きのイメージ



制度を利用した場合

何度も提出し直さなくていいから手間がかからない！！



相続人



法定相続情報一覧図の写し
(**無料**で必要な通数交付)

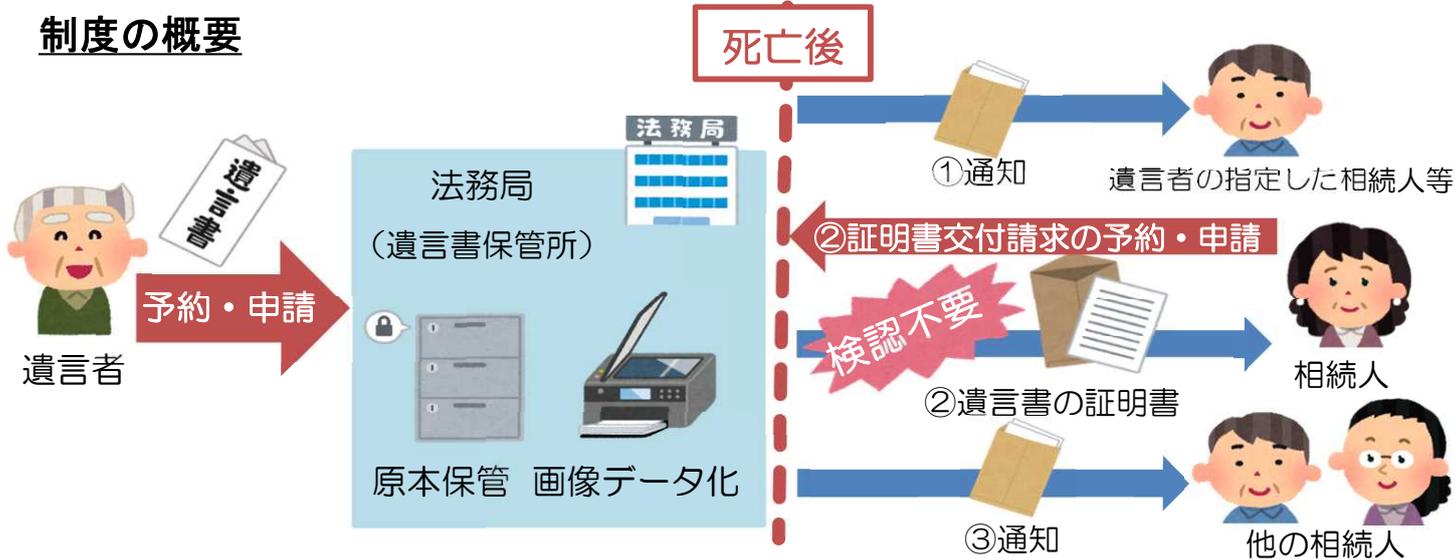


自筆証書遺言書の保管はありませんか？

令和2年7月10日から、自筆証書遺言書を全国の法務局（本局・支局）で保管する制度、「自筆証書遺言書保管制度」が始まりました。

亡くなられた方が、法務局（本局・支局）に遺言書を保管していないでしょうか。

制度の概要



- ① 遺言者の希望があれば、遺言者が亡くなられた後に法務局から遺言者が指定した1名の相続人等に法務局で遺言書を保管していることを通知します。
- ② 相続人等は、遺言書の証明書の請求や、遺言書の閲覧等ができます。
- ③ 相続人等が遺言書の証明書の交付を受けたり、閲覧をすると、遺言書を保管していることを法務局から他の相続人に通知します。

※遺言書の閲覧等の各種手続は**事前予約**が必要です。

手数料

遺言書の閲覧の請求	1,400円 (モニターでの閲覧) 1,700円 (原本での閲覧)
遺言書情報証明書の交付請求	1,400円
遺言書保管事実証明書の交付請求	800円

相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から、**相続登記の申請が義務化されます！**

※正当な理由なく、義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

- 今のうちから、相続登記をしましょう！
今なら、**相続登記の免税措置**が拡大されています。
- 相続の際、**遺産分割**をちゃんと済ませましょう！
- 相続登記の手続や書式は、法務省・法務局のホームページをご覧ください。
- 司法書士など相続・登記の**専門家への相談**も、ご検討ください。

また、徳島地方法務局では、相続登記の手続案内として、申請書の記載の仕方や登記に必要な書類等について、一般的な説明を行っています。**手続案内は事前予約制となっています**ので、事前に電話又は窓口での予約をお願いします。

必要書類の詳細は、こちらの法務局ホームページをご覧ください。



ご不明な点は、下記までお問合せください。

〒770-8512

徳島市徳島町城内6番地6

徳島地方法務局

TEL 088-622-4171 (代)

委任状

吉野川市長あて

令和 年 月 日

委任する人

住 所

氏 名

生年月日

明・大・昭・平・令 年 月 日

委任事項

誰の		
	住民票・税関係	戸籍関係
住民票謄本（世帯全員）	通	戸籍全部事項証明（謄本等） 通
住民票抄本（世帯一部）	通	戸籍個人事項証明（抄本等） 通
記載事項証明	通	戸籍附票（謄本） 通
所得課税証明	通	戸籍附票（抄本） 通
その他（	通	
各種手続き（※委任する事項を○で囲んでください。）		
国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・高齢者制度・市税 障がい者制度・犬・子どものいる家庭の制度・ひとり親家庭の制度 奨学金・上下水道・森林・農地・市営住宅・その他（ ） に関する手続き		

私は、下記のを代理人と定め、上記の交付申請及び受領、各種手続きに関する一切の権限を委任します。

代理人（窓口に来る人）

住 所

氏 名

生年月日

明・大・昭・平・令 年 月 日

委任する人との続柄

※委任状は委任者本人がすべて記入してください。

（委任者本人が自署できない場合は、市民課までご相談ください。）

※記入漏れ・内容に不備がある場合は、手続きができないことがありますので、ご注意ください。

※代理人は、本人確認書類（マイナンバーカード等）をお持ちください。

※偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、罰金もしくは過料に処せられます。

郵便による戸籍等の請求書

I どなたの証明書が必要ですか。

(1)氏名・生年月日	生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日 (町名・地番まで記入)		
(2)本籍地			
(3)筆頭者氏名	(戸籍の最初に記載されている人。亡くなられても変わりません。)		
(4)使いみちと提出先	*1できるだけ詳しくご記入ください。(例 ・パスポート申請のため ・父〇〇の死亡に伴う相続手続きのため〇〇銀行へ提出)		
*2 最近2週間以内に戸籍の届出をされた方は記入してください。令和 年 月 日 ()市区町村に出生・死亡・婚姻・離婚・その他()届出			
(5)相続手続などで必要な場合はご記入ください。	この欄へ記入された場合、下記IIは <u>記入不要</u> です。		
亡くなられた方の氏名	亡くなられた日	<input type="checkbox"/> 出生から死亡までの連続した戸籍が	各()通必要
	昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 亡くなったことがわかる戸籍が	各()通必要

II 何の証明書が必要ですか。(必要な証明書の箇所☐の上、通数を記入してください。)

手数料(1通)

戸籍	<input type="checkbox"/> 全部事項証明書(謄本) ()通	<input type="checkbox"/> 個人事項証明書(抄本) どなたの() ()通	450円
除籍	<input type="checkbox"/> 全部事項証明書(謄本) ()通	<input type="checkbox"/> 個人事項証明書(抄本) どなたの() ()通	750円
改製原戸籍	<input type="checkbox"/> 謄本 ()通	<input type="checkbox"/> 抄本 どなたの() ()通	750円
戸籍附票	<input type="checkbox"/> 全部 ()通	<input type="checkbox"/> 個人 どなたの() ()通	450円
必ず*A,*Bを確認してください。	*A 住基法改正に伴い附票の記載内容が変更になりました。旧：戸籍の表示(本籍・筆頭者)のみ記載 → 新：生年月日及び性別を記載し、戸籍の表示及び在外選挙人名簿登録は申出により記載 記載する場合は☐にレ点を記入してください。☐ <u>本籍及び筆頭者氏名</u> ☐ <u>在外選挙人登録情報</u> (登録者のみ)		
*3	*B 戸籍改製に伴い平成15年2月2日以降の住所履歴しか記載されません。改製原戸籍附票の廃棄済証明が必要な場合もありますので、どこの住所からの繋がりを証明したいかを記入してください。 証明が必要な住所()		
<input type="checkbox"/> 身分証明書(禁治産・後見登記・破産宣告を受けていない証明)	どなたの() ()通		450円
<input type="checkbox"/> 独身証明書(代理人による郵便請求はできません)	どなたの() ()通		450円
<input type="checkbox"/> 受理証明書 出生・婚姻・離婚・養子縁組・()届	届出年月日 平・令 年 月 日		350円
その他	<input type="checkbox"/> () ()通		手数料はお問い合わせください。

III 請求者 (吉野川市の戸籍で請求者の親族確認などができないときは、関係が確認できる資料(戸籍の写しなど)を求めることがあります。)

(1)住所			
(2)氏名	生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日		
(3)戸籍等が必要な方からみた請求される方の続柄	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> その他()		
(4)連絡先(平日の昼間に連絡のとれる電話番号)	自宅・職場・携帯 【TEL】 連絡がとれない時間帯があれば記入してください。(: ~ :)		

IV 添付書類

(1)手数料分の【定額小為替】(ゆうちょ銀行で購入できます。表裏とも無記名の状態をお願いします。)	<u>切手や収入印紙ではお受けできません。</u>
(2)請求される方の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証などのコピー)	*4 裏面に住所変更等の記載がある場合は、裏面もコピーしてください。
(3)返信用封筒 *5 (送付先を記入し、切手を貼ってください。)	<u>戸籍に関する証明は住民登録地以外のところへは送付できません。</u>
(4)委任状 *6 (代理の方が請求する場合のみ必要です。)	請求権限確認書類 *7(親族関係や権利行使の確認のため求める場合があります。)

偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、刑罰が科せられます。

手数料及び送付先は本籍地へお問い合わせください。

